

協議第106号

平成16年6月10日確認

各種事務事業の取扱い（文化振興関係）について

各種事務事業の取扱い（文化振興関係）について別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	1 文化団体への活動補助については、新市全域を対象区域とする文化活動団体の連合組織に支援を行っていく方向で調整する。 2 指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 3 指定文化財等の補助金については、合併までに調整する。
関係項目	文化振興関係		

先 進 地 事 例

【西東京市】

文化財の保護に関することは、現行のまま新市に引き継ぐ。

【神流町】

両町村が指定している文化財及び文化財資料は「神流町」に引き継ぐ。  
文化講演会等は「神流町」の早期一体化を目指し、統合して事業を行う。

【飛騨市】

国・県・町村指定の文化財は、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
入館料については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。  
文化財修理補助金については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。  
ただし、町村指定文化財修理の補助率については、新市移行までに調整する。